

伊佐市農業委員会 10 回総会議事録

1. 開催日時 令和元年 12 月 26 日 (木) 午前 9 時 00 分から 10 時 25 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (24 人)

会 長 13 番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
2 番委員	8 番委員	1 番推進委員	8 番推進委員
3 番委員	9 番委員	2 番推進委員	10 番推進委員
4 番委員	10 番委員	3 番推進委員	11 番推進委員
5 番委員	11 番委員	4 番推進委員	13 番推進委員
6 番委員	12 番委員	6 番推進委員	14 番推進委員
7 番委員		7 番推進委員	15 番推進委員

4. 欠席委員 (3 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 8 番委員 9 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更 (用途区分変更)・除外・編入) 申出」の意見決定について

議案第 4 号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について

議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 7 号「非農地証明願」について

議案第 8 号「農地付空き家・空き店舗バンクによる下限面積」(地番指定)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 農地振興係長
農地振興係書記 農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和元年度 第10回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。
本日は本年最後の総会ということになり、皆さんのおかげで無事総会を開催することが出来ました。ありがとうございました。
まだ、寒い日が続きますので風邪をひかないように気を付けて活動をお願いします。
また本日は、総会終了後、県の農業会議による農業者年金の加入推進について研修会が計画されています
本日は全員出席で規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
8番農業委員と9番農業委員に、お願いいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告1「農地法第18条第6項の規定による通知」につきましてご報告いたします。
資料は1ページから5ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が17件、田25筆、畑8筆です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し、委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転について説明いたします。

6ページをご覧ください。

番号1番の譲渡人は、伊佐市菱刈重留に居住されている TAさんです。

譲受人は、伊佐市菱刈重留に居住されている認定農業者の HKさん51歳です。

水稻、葉タバコを耕作されており、経営面積は田108,799㎡、畑8,195㎡、合計116,994㎡を耕作されています。

土地の所在地は、伊佐市菱刈田中字宮之後96番で、地目は田、地積は734㎡で、田中小学校から南西へ約900mに位置し、圃場整備された田です。

続きまして、番号2の譲渡人は、伊佐市大口小木原に居住されている YHさんです。

譲受人は、伊佐市大口小木原に居住されている認定農業者の MMさん62歳です。

水稻、ネギを耕作されており、経営面積は田77,721㎡、畑11,695㎡、合計89,416㎡です。

土地の所在地は、伊佐市大口小木原字原ノ前1289番1で、地目は田、地積は1,174㎡で、旧山野中学校から南東へ約1.3kmに位置し、良く管理された田です。

続きまして、番号3の譲渡人は、千葉県松戸市新松戸7丁目に居住されている SWさんです。

譲受人は、伊佐市大口山野に居住されている認定農業者の TIさん44歳です。

水稻作と、繁殖牛35頭飼養されており、経営面積は田89,640㎡です。

土地の所在地は、伊佐市大口山野字風呂元2903番外1筆で、地目は田、地積は合計3,635㎡で、山野小学校から北へ約2kmに位置し、良く管理された田です。

続きまして、番号4の譲渡人は、伊佐市大口里に居住されている KKさんです。

譲受人は、伊佐市大口大田に居住されている認定農業者の THさん56歳です。

水稻、大豆を耕作されており、経営面積は田163,880㎡、畑266㎡、合計164,146㎡です。

土地の所在地は、伊佐市大口大田字川島2332番143で、地目は田、

地積は1,014㎡で、ダイナム鹿児島大口店から北西へ約150mに位置し、良く管理された田です。

続きまして、番号5の譲渡人は、霧島市国分清水四丁目に居住されているSZさんです。

譲受人は、伊佐市大口篠原に居住されている認定農業者のNKさん75歳です。

水稻、大豆、ネギを耕作されており、経営面積は田105,442㎡、畑627㎡、合計106,069㎡です。

土地の所在地は、伊佐市大口篠原字芳ヶ迫836番1外1筆で、地目は田、地積は合計1,377㎡で、大口中央中学校から北へ約600mに位置し、譲受人の自宅と隣接している良く管理された田です。

続きまして、貸借について説明いたします。

14ページをご覧ください。

期間は3年から10年で、面積は田132,680㎡、畑4,321㎡の計137,001㎡です。利用権を設定する者の数46名、利用権の設定を受ける者の数23名です。

土地の詳細につきましては、7ページ番号1から13ページ番号46のとおりです。以上説明を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長

只今、事務局の報告が終わりました。

委員の皆さんご意見、質問伺う前に10番農業委員が該当していますので、退席をお願いします。

(10番農業委員「退席」)

議長

皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。

よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見

については決定いたしました。

(10番農業委員「入席」)

議長 10番農業委員、第1号議案は決定いたしました。

10番
農業委員 ありがとうございます。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号1番から19番まで一括で報告をお願いしますが、整理番号19番は取下げ申請が提出されました。

ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番、2番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番
農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番、2番につきまして、去る12月23日に現地調査を行いましたので、私8番が報告いたします。

1番、2番の申請人 NHさんは、始良市西始良に居住され、年齢は68歳です。

1番の渡し人 OEさんは、愛知県岡崎市東蔵前町に居住され、外2名は妹さんたちです。

申請地は、伊佐市大口山野字紙漣1292番で、地目は田、地積は2,121㎡で所有権移転贈与であります。

2番の渡し人 HHさんは、静岡県富士市荒田島町に居住され、で年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字久保2436番2外2筆で、地目は畑、地積は合計1,312㎡で所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は、4,472㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約50kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等はリースになります。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る12月23日現地調査を行いましたので、私7番が報告いたします。

申請人 KYさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は34歳です。

渡し人 UKさんは、大阪府茨木市若草町に居住され、年齢は57歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字古屋敷298番外2筆で、地目は田、地積は合計2,024㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は、31,788㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号4番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る12月23日に現地調査を行いましたので、私2番が報告いたします。

申請人 HTさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は64歳です。

渡し人 YKさんは、日置市伊集院町妙円寺に居住され、年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字村ノ前1582番2で、地目は田、地積は911㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は9,668㎡で取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は約50mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号5番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る12月23日に現地調査を行いましたので、私12番が報告いたします。

申請人 HNさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は71歳です。

渡し人 NKさんは、大阪市東淀川区東淡路に居住され、年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字立山1301番で、地目は畑、地積は1,951㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は13,654㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約100mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号6番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番について、去る12月23日に現地調査を行いましたので、私10番が報告をいたします。

申請人 KAさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は40歳です。

渡し人 KTさんは、東京都杉並区井草に居住され、年齢は73歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字鐘見嶽2335番で、地目は田、地積は891㎡で、所有権移転贈与です。

受人の経営面積は総会資料7ページ番号2番の2,972㎡の貸借分と合わせ3,863㎡となり取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長
2番
農業委員

整理番号7番、8番、9番について、2番農業委員の報告を求めます。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番、8番、9番について、去る12月25日に現地調査を行いましたので、私2番が報告をいたします。

申請人 HYさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は55歳です。
7番の渡し人 YNさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字村ノ前1559番1で、地目は田、地積は1,291㎡の所有権移転売買です。

8番の渡し人 YKさんは、日置市伊集院町妙円寺に居住され、市外住民で年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字村ノ前1552番で、地目は田、地積は1,363㎡の所有権移転売買です。

9番の渡し人 KSさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は89歳です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字豆漬1632番1で、地目は田、地積は528㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は38,759㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約500mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、営農計画書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長
12番
農業委員

整理番号10番について、12番農業委員の報告を求めます。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番について、去る12月23日に現地調査を行いましたので、私12番が報告をいたします。

申請人 TTさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は66歳です。

渡し人 OYさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字比良田1168番14外1筆で、地目は田、地積は合計1,302㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は299,921㎡で取得可能面積であります。農業従事

者は2名で、通作距離は約500mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号11番について、4番農業委員の報告を求めまます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号11番について、去る12月23日に現地調査を行いましたので、私4番が報告をいたしまます。

申請人 NTさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は42歳です。

渡し人 NTさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は77歳です。

申請地は、伊佐市大口針持字板村1625番1外2筆で、地目は田、地積は合計2,307㎡の所有権移転贈与です。

受人の経営面積は11,089㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約300mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図、営農計画書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号12番について、9番農業委員の報告を求めまます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号12番について、去る12月23日に現地調査を行いましたので、私9番が報告をいたしまます。

申請人 HKさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は72歳です。

渡し人 KYさんは、神奈川県横浜市栄区尾月に居住され、年齢は87歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字竹下3460番2外1筆で、地目は畑と田で、地積は合計714㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は54,219㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地です。経営

意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号13番について、3番農業委員の報告を求めまます。

3番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号13番について、去る12月23日に現地調査を行いましたので、私3番が報告をいたしまます。

申請人 SYさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は55歳です。

渡し人 OKさんは、東京都文京区小日向に居住され、年齢は83歳です。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字樋掛911番1外2筆で、地目は田で、地積は合計2,310㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は32,856㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号14番について、5番農業委員の報告を求めまます。

5番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号14番について、去る12月23日に現地調査を行いましたので、私5番が報告をいたしまます。

申請人 TIさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は73歳です。

渡し人 OMさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は80歳です。

申請地は、伊佐市大口平出水字堂免1853番2外2筆で、地目は畑1筆、田2筆で、3筆合計1,953㎡の所有権移転贈与です。

受人の経営面積は5,433㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅周辺で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しな

いと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号15番について、11番農業委員の報告を求めまます。

11番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号15番について、去る12月19日に現地調査を行いましたので、私11番が報告をいたしまます。

申請人 IKさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は42歳です。

渡し人 NTさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は84歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字尾崎前1245番1外2筆で、地目は田で、地積は合計2,258㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は10,563㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約7kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号16番について、6番農業委員の報告を求めまます。

6番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号16番について、去る12月23日に現地調査を行いましたので、私6番が報告をいたしまます。

申請人 KMさんは、鹿児島市小野に居住され、年齢は67歳です。

渡し人 SHさんは、始良市加治木町反土に居住され、年齢は55歳です。

申請地は、伊佐市大口堂崎字池ノ頭539番3で、地目は畑で、地積は644㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は鹿児島市犬迫町に6,660.96㎡耕作されており取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約60kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、耕作証明書、字図等が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号17番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号17番について、去る12月19日に現地調査を行いましたので、私11番が報告をいたします。

申請人 HHさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は42歳です。

渡し人 MTさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は88歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字上キロ1444番1で、地目は田で、地積は973㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は13,405㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.4kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号18番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号18番について、去る12月23日に現地調査を行いましたので、私7番が報告をいたします。

申請人 TYさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は84歳です。

渡し人 HSさんは、伊佐市大口元町に居住され、年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市大口青木字西原木場3027番36外1筆で、地目は畑で、地積は合計236㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は3,383㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、現況は良く管理された農地で申請者の自宅側になります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひいたしまして、私の報告を終わ

ります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番から整理番号18番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番から整理番号18番については許可が決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数19件について、1件の取り下げ、18件の許可が処分決定しました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)」申出の意見決定について、整理番号1番、2番について申請の目的と現地が隣接しているため、一括で報告をお願いします。

7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)」申出の意見決定について、整理番号1番、2番について、去る12月23日、申請人 HHさんの後継者 HTさん立会いのもと、4番推進委員、10番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、7番が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈川北に居住されている HHさんと、伊佐市菱刈川北に居住されている TUさんです。

申請地は、HHさん所有の伊佐市菱刈川北字池之上3962番1外2筆、地目は田、地積は合計2,165㎡と、TYさん所有の伊佐市菱刈川北字池之上3962番2、地目は田、地積は878㎡で、4筆地積合計3,043㎡です。

用途区分変更の目的は、経営の規模拡大で生産牛100頭の牛舎1,000㎡と堆肥舎200㎡を建築し、残地に粗飼料のロールを置くとのことです。

所在地は、菱刈中学校から西へ約500mに位置し、北側は農道、南側は田で粗飼料置場、東側は田、西側は牛舎とロール置場で、周囲に与える影響はないものと思われます。なお、Tさん所有の農地についてはHさんが取得予定とのことです。

添付書類として、全部事項証明書、牛舎、堆肥舎の配置図、農地利用計画の変更に係る意見書等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番、2番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番、2番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議長 整理番号3番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)」申出の意見決定について、整理番号3について、去る12月23日、申請人 NKさん M行政書士立会いのもと、13番農業委員、11番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口篠原に居住されている NKさんで、年齢は75歳です。

申請地は、伊佐市大口篠原字芳ヶ迫833番1外1筆、地目は田、地積は合計790㎡です。

用途区分変更の目的は農業用施設です。

所在地は、大口中央中学校から北へ約700mに位置し、東側は宅地と田、西側は国道268号と宅地、南側は田と宅地、北側は宅地と道路で、用途区分変更することで、農用地の集団化、農作業への効率化の影響、担い手の利用集積への支障及び農用地など保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはありません。

現状が平成19年3月頃から、宅地及び雑種地となっていることから、議案第5号の番号2番、3番で始末書添付の申請が出されています。

添付書類として、全部事項証明書、地積図、配置図、農地利用計画の変更に係る意見書、委任状等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)」申出の意見決定について、申請件数3件について、3件の意見が決定しました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、整理番号1番について事務局の報告を求めます。

事務局 議案第4号整理番号1番「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、去る12月23日、申請代理人 MPの社員立ち合いのもと、1番推進委員、13番推進委員、事務局で共同調査をしましたので、事務局が報告い

たします。

申請人は、東京都中央区京橋に所在する S建設株式会社一般法人です。

譲渡人は、鹿児島市西別府町に所在する MP株式会社一般法人です。

申請地は、伊佐市大口篠原字城ヶ尾1923番2外16筆で、地目は畑、地積は合計9,564㎡です。

所在地は、大口中央中学校から北東へ約1.5kmに位置しております。

本申請は、本年5月第3回総会におきまして、農地転用許可の決定をしております。今回、九州電力の負担金増額により元の事業主ある MPの事業遂行が困難になったため、申請人 S建設に事業継承を行うものであります。

添付してある、地図の格子上で示してある一体利用地、畑が含まれますが、ここは全て非農地通知が出ています。斜線部分が申請部分17筆になります。事業主の変更のみであり、計画として妥当だと思われま。

添付書類として、法定添付書類一式、位置図、配置図、会社の定款等が添付されています。

調査の結果、事務局及び2名の調査員の意見において許可相当であると思われま。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めま。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、決定いたしました。

議 長 議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、申請件数1件について、1件が決定しました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る12月23日、申請人のTTさん夫婦立会いのもと、8番推進委員、13番推進委員、事務局の3名で共同調査をしましたので、事務局が報告いたします。

申請人 TTさんは、宮崎県小林市細野に居住され、年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市大口目丸字瀬吹916番1、地目は畑、地積は239㎡です。

農地区分は第1種農地で、集落接続施設の農地となっており転用目的は駐車場として利用となっております。

所在地は、大口東小学校より西へ約600mに位置し、東側は田、西側は宅地、南側は田、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないものと思われま

す。転用目的は駐車場となっておりますが、平成25年7月、申請地の隣接地に一般住宅1棟を建築した際に、農地法の許可を取らずに申請地を駐車場に整備してしまったとのことで、始末書が添付してあります。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番、3番については、申請の経緯と現地が隣接しているため一括で報告をお願いします。2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番、3番について、去る12月23日、申請人のNKさんとM行政書士立会いのもと、13番農業委員、11番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。

申請人NKさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は75歳です。

申請地は、番号2番が伊佐市大口篠原字芳ヶ迫833番1外1筆で、地目は田、地積は合計288㎡で、現況は宅地です。

番号3番が伊佐市大口篠原字芳ヶ迫833番3外1筆で、地目は田、地積は合計745㎡で、現況は雑種地です。

現況が宅地、雑種地について農地法の認識があまりなかったということで、始末書が添付してあります。

農地区分は第1種農地で、転用目的は番号2番が農機具格納庫及び作業場で、番号3番が農業用資材置場及び作業場として利用となっております。

所在地は、大口中央中学校から北へ約700mに位置し、東側は宅地と田、西側は国道268号と宅地、南側は田と宅地、北側は宅地と道路で、周囲に与える影響はないものと思われま。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号2番、3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番、3番は、処分決定いたしました。

議長 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について申請件数3件について、3件が処分決定しました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る12月23日、申請人の代理人 有限会社I ITさん士立会いのもと、4番推進委員、10番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、東京都千代田区に所在する 株式会社R 代表取締役 YKさんで、一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈川北に居住されている KZ さんで、年齢は52歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市菱刈川北字立添2818番1で、地目は畑、地積は465㎡であります。

所在地は、菱刈中学校から南へ約500mに位置しており、周囲は全て宅地で、周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数240枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、会社の定款、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につい
てのうち、整理番号2番について、去る12月23日、申請人のO自治会
代表のSAさん土立会いのもと、7番推進委員、私10番農業委員の2名
で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口大島に居住されているO自治会代表のSAさん
です。

譲渡人は、横浜市港南区下栄谷に居住されているNMさんで、年齢は9
1歳です。

本申請は所有権移転贈与で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用
目的は自治会館建設となっております。

申請地は、伊佐市大口大島字本町807番1外1筆で、地目は畑、地積は
585㎡であります。

所在地は、玉泉院から北東へ約120mに位置しており、南側は畑、東側、
西側は宅地、北側は道路を挟んで畑であり、周囲に与える影響はないと思わ
れます。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画
書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が
添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切である
と判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしま
す。以上で報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はご
ざいませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につい
てのうち、整理番号3番について、去る12月23日、申請人の代理人 T
行政書士立会いのもと、7番推進委員、私10番農業委員の2名で共同調査
をいたしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口上町に居住されている MKさんで、年齢は34歳
です。

譲渡人は、伊佐市大口里に居住されている SMさんで、年齢は53歳で
す。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第3種農地で、転用目的は一般住
宅となっております。

申請地は、伊佐市大口里字青木ケ島2805番1で、地目は田、地積は4
20㎡であります。

所在地は、大口高校から西へ約300mに位置しており、南側は田、東、
北側は宅地、西側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われま
す。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計
画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委
任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切である
と判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしま
す。以上で報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はご
ざいませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号4番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る12月23日、申請人の代理人 T 行政書士立会いのもと、7番推進委員、私10番農業委員の2名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、始良郡湧水町米永に居住されている HYさんです。

譲渡人は、伊佐市大口里に居住されている SMさんで、年齢は53歳です。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第3種農地で、転用目的は資材置場として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口里字青木ケ島2805番3で、地目は田、地積は263㎡であります。

所在地は、大口高校から西へ約300mに位置しており、南側は田、東、北側は宅地、西側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号5番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る12月23日、N行政書士立会いのもと、1番推進委員、14番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、福岡市早良区有田に所在する 合同会社 BTO 代表社員UYさんで、一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈川北に居住されている NSさんで、年齢は86歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市菱刈川北字迫田4332番3で、地目は畑、地積は363㎡であります。

所在地は、菱刈中学校から東へ約1Kmに位置しており、南側は非農地、東側は道路、北側は道路と畑、西側は道路を挟んで雑種地であり、周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数348枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号6番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につい
てのうち、整理番号6番について、去る12月23日、T行政書士立会いの
もと、4番農業委員、12番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査を
しましたので、6番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市星ヶ峯に居住されている OTさんです。

譲渡人は、伊佐市大口針持に居住されている KKさんで、年齢は71歳
です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転
用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口針持字上ノ原1132番1で、地目は畑、地積は8
80㎡であります。

所在地は、針持温泉から北東へ約400mに位置しており、南側は山林、
東側は畑、北側は農道、西側は太陽光発電施設であり、周囲に与える影響は
ないと思われま。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数252枚、設置容量49.5kw
を予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画
書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委
任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切である
と判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしま
す。以上で報告を終わります。

議長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はござ
いませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号6番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号7番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について
のうち、整理番号7番について、去る12月23日、申請人のATさんの
父親立会いのもと、3番推進委員、5番推進委員、私9番農業委員の3名
で共同調査をいたしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈市山に居住されているATさんで、年齢は30歳
です。

譲渡人は、霧島市国分清水に居住されているHAさんです。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用
目的は一般住宅及び車庫として利用となっております。

申請地は、伊佐市菱刈重留字薬師原1340番1で、地目は畑、地積は4
78㎡であります。

所在地は、田中小学校から西へ約800mに位置しており、南側、北側は
宅地、東側は道路を挟んで宅地、西側は花公園広場であり、周囲に与える影
響はないと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画
書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が
添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切である
と判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしま
す。以上で報告を終わります。

議長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はござ
いませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号7番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号8番、9番、10番、11番については、関連事業のため一括で
報告をお願いします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につい
てのうち、整理番号8番、9番、10番、11番について、一括で報告させ
ていただきます。

整理番号8番、9番、10番、11番は、本来であれば12月23日に
9番農業委員、3番推進委員、5番推進委員の3名で現地調査の予定でした
が、申請代理人が諸事情により調査を欠席しております。

農業委員及び申請代理人と協議をしたところ、現地調査がなく、調査不十
分のため翌月への保留が妥当かと思われま。委員の皆様方のご審議方をよ
ろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 事務局の報告で保留という報告です。
整理番号8番、9番、10番、11番については、保留いたします。

議長 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につい
て、申請件数11件について、4件の保留、7件が処分決定いたしました。

————— 議案第7号 —————

議長 議案第7号「非農地証明願」について提案いたします。
整理番号1番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第7号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして
去る12月23日、申請人の代理人 MMさん立ち合いのもと、5番農業委
員、6番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をしましたので、8番
が報告いたします。

申請人 MMさんは、伊佐市大口小木原に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市大口山野字新開1551番1で、地目は畑、地積は458㎡です。

非農地となった時期及び理由としましては、平成8年に居住地に隣接する畑に進入路及びネギ出荷のための作業場を建築、その時点では畑ではありませんでしたが、今は亡き父親が手続きなどしており変更してなかったことは考えてもいなかったとのことでした。

Mさんは現在小木原に居住されていますが、この申請地は、実家の家の前になります。

井立田公民館より東へ約100mに位置し、南側は道路、東側は畑と宅地、北側は宅地、西側は田であります。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で私の報告を終わります。

議長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 整理番号2番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第7号非農地証明願についてのうち、整理番号2番につきまして、去る12月23日、11番農業委員、1番推進委員、14番推進委員、事務局で現地調査をしましたので、事務局が報告いたします。

申請人 YSさんは、愛知県刈谷市小垣江町に居住されています。

申請地は、伊佐市菱刈川北字前田2365番3で、地目は田、地積は150㎡です。

所在地は、湯之尾小学校から北西へ約200mに位置し、東側は宅地、西側は道路を挟んで宅地、南側・北側は宅地となっています。

非農地になった時期及び理由としては、昭和60年に木造の一般住宅を建築し現在に至っており、現況は一般住宅と駐車場が整備されています。

調査の結果、この申請については4名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。

委員皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 整理番号3番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第7号「非農地証明願」についてのうち、整理番号3番につきまして去る12月23日、申請人の代理人 T行政書士立ち合いのもと、2番推進委員、私12番農業委員の2名で共同調査をしましたので、12番が報告いたします。

申請人 SSさんは、千葉県香取市小見川に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈荒田字上キロ1582番で、地目は田、地積は594㎡です。

所在地は、本城小学校から北へ約900mに位置し、東側は宅地、西側は田、南側、北側は宅地となっています。

非農地となった時期及び理由としましては、昭和55年に木造の一般住宅を建築したとのことで、現在はリフォーム中であります。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議長 12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 議案第7号「非農地証明願」3件申請のうち、3件の許可が決定いたしました。

————— 議案第7号 —————

議長 議案第8号「農地付空き家・空き店舗バンクによる下限面積」(地番指定)について提案いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号「農地付空き家・空き店舗バンクによる下限面積」(地番指定)について、事務局より説明いたします。

申請人 HRさんは神奈川県高座郡寒川町に居住する市外住民の方です。
申請地は、伊佐市大口下殿字野頸253番3で、羽月小学校より西へ約1kmに位置し、地目畑、地積は503㎡で、宅地に隣接している遊休農地です。

添付書類として、全部事項証明書が添付されており、特例農地としての地番指定に関して特段問題はないと思われます。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
農地付空き家・空き店舗バンクによる下限面積(地番指定)について決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって議案第8号「農地付空き家・空き店舗バンクによる下限面積」(地番指定)については、決定いたしました。

議 長 その他。事務局お願いします。

事 務 局 総会資料の42ページをお開きください。12月の月例報告をします。
5日、12月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。
同日、女性委員と農業委員会会長との意見交換会が開催され、女性委員1名に出席していただきました。
12日、始良伊佐地区女性農業委員の会研修会が始良市で開催され2名が出席しました。
23日、現地調査を一斉にしております。26日、本日ですが第10回農業委員会の総会です。
1月の行事予定ですが、10日に1月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。
24日が現地調査です。29日が第11回の農業委員会総会を行う予定です。
月例報告は以上です。

議 長 他にないでしょうか。

事務局

(「なし」という声、多数あり。)

以上で、令和元年度 第10回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時25分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 8 番

伊佐市農業委員 9 番